

結城市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和2年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年12月23日

結城市監査委員 廣江敏男
結城市監査委員 船橋清

別紙「令和2年度定期監査結果報告書」

令和2年度定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

令和2年度に係る市長部局（保育所を除く。）、議会事務局、教育委員会（中学校を除く。）、その他の行政委員会事務局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。

なお、必要に応じ、前年度の執行状況等についても対象とした。

第3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかに着目した。

また、重点監査項目とした「業務委託契約に関すること」については、各事務事業の目的と効果を踏まえ、適正な契約事務処理に努めているかに重点を置いた。

第4 準拠する基準

結城市監査基準

第5 監査の主な実施内容

令和2年度定期監査実施計画に基づき、実施対象課所等から事前に提出された資料について、あらかじめ事務局職員による予備監査を実施し、本監査では課長等から事務事業の執行状況、課題等を聴取のうえ実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

本庁舎の課所等は結城市役所監査委員室及び第1委員会室・第2委員会室、他の課所等は各施設の会議室で実施した。

日 程	実 施 対 象 課 所 等
令和 2 年 10月 14 日	秘書課 契約管財課 企画政策課 財政課 税務課 収納課
10月 15 日	市民課 保険年金課 防災安全課 社会福祉課 子ども福祉課
10月 16 日	商工観光課 土木課 都市計画課 生活環境課
10月 19 日	人権推進課 長寿福祉課 監査委員事務局 区画整理課 農業委員会事務局 議会事務局
10月 26 日	水道課 下水道課 会計課 健康増進課 介護保険課
10月 27 日	学校給食センター 城南小学校 江川北小学校
10月 28 日	生涯学習課 スポーツ振興課 まちづくり協働課 結城西小学校 城西小学校 江川南小学校
11月 2 日	農政課 総務課 学校教育課 指導課
11月 9 日	結城小学校 山川小学校 山川文化会館
11月 12 日	絹川小学校 上山川小学校

第 7 監査の結果

前記第 1 から第 6 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となつた事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう執行され、また、組織及び運営の合理化に努めているものと認められた。

なお、本報告書に記載するに至らない事項については、監査の際、当該課長等に対して口頭で指導、助言した。

第 8 むすび

前記第 7 の監査の結果で述べたとおり、重要な点においては監査の着眼点とした事項等に反するものは認められなかった。しかしながら、社会経済情勢の変化に伴い行政サービスに対するニーズが高度化、多様化する中で、市政運営が合規性、経済性、有効性、安全性等に十分配慮した事務事業の執行に努め市民の信頼が得られるよう、監査を通しての所感を意見として提出するので、公正で効率的な市政運営に資するよう配慮願いたい。

(1) 重点監査項目について

今回の監査で重点監査項目とした「業務委託契約に関するここと」では、契約の多くが随意契約として実施されているが、特に担当課限りで実施される随意契約において随意契約とした判断理由とその根拠が不明確なもの、契約保証金を免除する根

拠が不明なものが見受けられた。

随意契約を行う場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当するかを客観的に判断のうえ、随意契約とする理由、適用条項、また、結城市契約規則により契約保証金を免除する場合はその根拠を明示する等、随意契約の運用の適正化を図られたい。

(2) コロナ禍の下での事務事業の推進について

新型コロナウイルスの感染拡大が憂慮される中、感染防止対策を講じての事務事業の実施には多くの制限、制約がかかり、事業が意図した成果の確保に苦慮している。コロナ禍という突発的に発生した特殊事情に鑑み、事務事業の実施に当たっては、情報の収集に努めるとともに、対象となる市民、職員等への感染防止を優先させ、規模、時期、期間の見直し、中止等の判断、措置を適切に行い、関係者に早めに周知し、理解を得られたい。

(3) 市民サービスの向上、事務の効率化について

窓口の拡大、プライバシーへの配慮、総合案内や多目的スペースの配置等、市民に開かれた新たな市庁舎が市のシンボルとして業務を開始した。新庁舎の完成を機に原点に立ち返り、市民に親しまれる活力ある市役所を目指し、市民サービスの向上、事務の効率化に積極的に取組まれたい。

- ・職員一人ひとりが組織目標と目的を理解し、市民目線から自らの問題として捉える意識を持って職務を遂行し、組織がその意欲、成果を適正に評価する、活力とやりがいのある組織づくりを推進すること。
- ・定型業務、文書管理、会議のあり方等における重複、ムダ、前例主義を職員各自が見直す職員提案型事務改善制度を積極的に活用する等、漫然とした対応から脱却し、事務の効率化、スリム化を推進すること。

(4) 収入未済額の縮減、遊休不動産の利活用について

市税、負担金、保険料、使用料等の収入未済額の縮減については、これまで意見を述べてきたが、担当課の取組み、茨城租税債権管理機構の活用、また、市税、国民健康保険税等の滞納処分事務の集中化により、滞納額の縮減、未然防止に一定の成果を挙げている。

しかしながら、収入未済額は依然として高額な水準で推移している。財源の確保はもとより、公平負担、受益者負担の原則からも、納付相談を充実させる等滞納防

止への早期からの取組みや、毅然とした対応により一層の縮減に努力されたい。

また、市が保有する遊休不動産については早急に利活用の方針を決定し、活用方策が定まらないものについては、民間の経済活動の活性化に資するよう売却処分を促進されたい。

(5) 公の施設の使用料の適正化について

公共施設の使用料は、利用者が受けるサービスの対価として支払われるべきものであり、受益者負担の観点及び利用しない者との公平性を考慮し、適正に設定することが望まれる。

公の施設の維持管理には、利用者の使用料だけではなく公費が充当されている。つまり、利用しない市民が間接的に負担していることになる。

施設を無料で利用できることは負担感がなく、「無いよりあったほうがいい」、「私の地区にも欲しい」などの声を広め、施設数の増加を招く流れを生み、また、特定の人が安易に、独占的に利用することで、真に利用したい人の利用機会を防ぐこととなる。

一方、使用料を負担する場合は、利用者が利用に当たって施設管理経費を認識し、経済的、効率的な利用意識を助長することから、利用する者としない者との受益と負担の公平性の確保の観点に立ち、利用者に受益の対価として一定の費用負担を課すべきと思料される。

法令で使用料が徴収できないもの又は適切でないもの、基準額が示されているもの等を除き、公の施設の適切な使用料のあり方、設定の基準について検討するとともに、既に設定されている使用料についても、適宜、適切な見直しを図られたい。

なお、今後は使用料の算定方法を明確に定めるとともに、定期的に金額の見直しを実施されたい。

(6) 健全な財政運営の確立について

人口の減少、高齢化の進行は、市政運営で大きな懸念材料となっている。本市の年齢3区分別人口の割合を見ると、人口が減少する中で老人人口が増加し、生産年齢人口は減少しており、20年後に向かってもこの傾向は継続すると予測されている。

こうした傾向は全国的なもので、経済の規模を縮小させ、本市にとっても税収や国庫支出金等の伸びも不透明で期待を持つことができない。一方支出面では、人口減少に見合った義務的経費の削減は困難な反面、高齢化、少子化対策等新たな行政

需要への対応が求められる。

このため、政策的な大規模事業の実施に当たっては、必要性、経済性、効率性等を十分検討し、また、その財源を市債に依存する場合にあっては、実質公債費比率等への影響に留意するなど、将来に向かって健全な財政運営が確保されるよう配慮されたい。